

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における山形大学の活動指針

令和5年3月24日(第17版)

全国で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が拡大する中、山形大学では全学に向けて大学の様々な活動に関しての指針を策定しました。これは山形大学の学生及び教職員が状況に応じて、適切かつ柔軟に活動する目安を示すためのものです。これとは別に国や県の動向に応じて、本指針に基づき、学生及び教職員に対して具体的な通知を随時行います。

【活動指針】

活動指針については、それぞれの活動(教育活動, 研究活動, 教職員の出勤形態, 会議, 学生の登校制限, 課外活動, 学生支援, 行事等の実施・学内施設の外部への開放等, 出張・移動等(国内), 出張・移動等(外国), 外国への留学, 外国からの受入れ)のレベルと活動状況の指針を示したものととなります。

活動レベル設定の基本方針

レベル	レベル設定の条件等	状況判断
0	本学の新型コロナウイルスに係る総合対策本部が解散した場合	COVID-19 の流行がほぼ認められない状況、または COVID-19 が公衆衛生上懸念すべき感染症ではないと考えられるようになった状況。
1	感染症に配慮すべき場合等	COVID-19 が散発的に流行している状況。 学内にあっては、感染者又は濃厚接触者が発生しているものの、発生数は抑制されている状況。
1.5	感染拡大防止対策を強化する必要があると本学が判断した場合	COVID-19 の流行が社会に影響を与えている状況。 学内にあっては、感染者又は濃厚接触者が発生しているものの、クラスターの発生は限定的で感染拡大に至らない状況。
2	山形県からコロナウイルス感染症対策として要請がある場合又は国の方針等により警戒すべき地域が全国にある場合	COVID-19 の流行が社会に大きな影響を与えている状況。 学内にあっては、感染者又は濃厚接触者が一定数発生し、学内で複数のクラスターが発生し感染拡大が懸念される状況。
3	国の方針等により警戒すべき地域に山形県が指定された場合	COVID-19 の流行が危機的である状況。 学内にあっては、複数のキャンパスでクラスターが同時に発生し、感染者の更なる増加が想定される状況。
4	国の方針等により特に警戒すべき地域に山形県が指定された場合	COVID-19 の流行が危機である状況。 学内の複数のキャンパスで多数のクラスターが同時発生し、大学を閉鎖せざるを得ない状況。

※ 原則として基本方針に基づき活動レベルを設定しますが、国や地域、本学キャンパスの感染状況等を総合

的に勘案して、総合対策本部において決定します。

以下の活動については、COVID-19 の感染リスクを考慮した対策（換気、人と人との距離の確保など）を講じた上で実施してください。

1. 教育活動

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で対面授業を実施 ・教育効果が認められる場合は、オンライン授業も可とする。	
1.5	・感染症対策を徹底した上で対面授業とオンライン授業を併用して実施	
2	・原則、オンライン授業のみ可 ただし、資格試験に必要な実験・実習・実技及び卒業研究、特別研究の対面授業、その他教育上必要な対面授業については、学士課程基盤教育機構長・学部長・研究科長の判断で可 ・オンライン授業受講のためのアクセスポイント提供	
3	・対面授業は全面禁止 ・オンライン授業受講のためのアクセスポイント提供	
4	・対面授業は全面禁止 ・オンライン授業受講のためのアクセスポイント閉鎖	受講できない学生には教育上の配慮を実施

2. 研究活動

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり実施	
1.5	・感染症対策を徹底した上で通常どおり実施	
2	・原則、本学教職員及び本学と雇用契約のある者のみ活動可 ・学部長又は研究科長が認めた者は例外として活動可	
3	・本学教職員及び本学と雇用契約のある者のみ活動可 ・最小限の研究活動（研究室等の滞在時間、滞在人数などを制限） ・継続中の実験・研究資源維持などのため必要な教員以外は入構自粛	
4	・原則、教員の入構禁止 ただし、部局長が許可する最低限の活動のみ一時立入り可（生物関係、装置関係、ネットワーク関係等）	

3. 教職員の出勤形態

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で通常どおりとするが、職務命令権者の判断により、感	

	染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。	
1.5	・感染症対策を徹底した上で通常どおりとするが、職務命令権者の判断により、 感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。	
2	・職務命令権者の判断により、在宅勤務を認める。	
3	・原則、在宅勤務 ・出勤させる者は、職務命令権者が判断	
4	・必要最小限の人員での対応 ・原則、在宅勤務 ・出勤させる者は、職務命令権者が判断	

4. 会議

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり実施 ・状況に応じてオンラインによる会議・打合せを推奨	・会議・打合せについては、テレビ会議等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。
1.5	・オンラインによる会議・打合せを推奨	
2	・オンラインによる会議・打合せを推奨	
3	・原則、オンラインによる会議・打合せ	
4	・全てオンラインによる会議・打合せ	

5. 学生の登校制限

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり	
1.5	・感染症対策を徹底した上で通常どおり	
2	・通学するための居所(自宅から通学している者を除く)から暫くの間離れていた者については、原則として居所に戻った日から 7 日間自宅待機し、不要不急の外出を控えた上で健康観察を行う。 ・講義受講生及び図書館利用者を除く学生は登校を自粛 ただし、登校した場合でも大学滞在は必要最低限の時間とする。	
3	・原則登校禁止	
4	・登校禁止	

6. 課外活動

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	

1	・感染症対策を講じた上で通常どおり	・感染対策が不十分又は本学の行動指針・注意喚起等に反する行為を行ったサークル等に対して、担当理事は直ちに活動停止の措置を取る。なお、活動停止となったサークル等については、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認され次第、活動停止の措置を解除する。
1.5	・オンラインによる活動は可 ・接触を伴わない屋外の活動、又は体育館や広い集会室等で換気ができ十分な距離を保つことができる屋内の活動は可	
2	・オンラインによる活動は可 ・接触を伴わない屋外の活動、又は体育館や広い集会室等で換気ができ十分な距離を保つことができる屋内の活動のうち許可されたものは可	
3	・オンラインによる活動を除く対面によるサークル・部活動は全面禁止	
4	・オンラインによる活動を除く対面によるサークル・部活動は全面禁止	

7. 学生支援

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり	
1.5	・感染症対策を徹底した上で通常どおり	
2	・学生相談は、特に必要なもののみ対応(その他は、電話、メール、SNS などで対応) ・窓口対応は、必要最低限で対応	
3	・学生相談は、原則、対面による相談中止(電話、メール、SNS などで対応) ・窓口対応は、原則、対面による対応中止(電話、メール、SNS などで対応)	
4	・学生相談は、対面による相談中止(電話、メール、SNS などで対応) ・窓口対応は、対面による対応中止(電話、メール、SNS などで対応)	

※ レベルにかかわらず、学生寮は閉鎖しない。

8. 行事等の実施・学内施設の外部への開放等

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり	・屋内は収容率 50 % 以内とする。(大声を出さなければ収容率 100 % でも
1.5	・イベント(オープンキャンパス、就職ガイダンスなど)は状況に応じて判断 ・式典(入学式など)は、状況に応じて判断 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは原則禁止 ただし、公的機関及び資格試験(英検など)を主催する団体への貸し出しは	

	可	可)
2	・イベント(オープンキャンパス, 就職ガイダンスなど)は状況に応じて判断 ・式典(入学式など)は, 状況に応じて判断 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは原則禁止 ただし, 公的機関及び資格試験(英検など)を主催する団体への貸し出しは可	・屋外は十分な間隔(できれば2m)を空ける。
3	・イベント(オープンキャンパス, 就職ガイダンスなど)は全てオンラインにより実施 ・式典(入学式など)は, 状況に応じて判断 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは中止	
4	・イベント(オープンキャンパス, 就職ガイダンスなど)は全てオンラインにより実施 ・式典(入学式など)は, 状況に応じて判断 ・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは中止	

9. 出張・移動等(国内)

レベル	活動状態	備考
0	・通常どおり	
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり	
1.5	・出張・移動及び来学者の受入れについては, 国や県の方針等を踏まえ, 本学が判断	
2	・出張・移動及び来学者の受入れについては, 国や県の方針等を踏まえ, 本学が判断	
3	・原則, 通勤以外での県外への移動禁止 ・原則, 出張禁止 ・原則, 県外からの来学者受入れ禁止	
4	・県外への移動禁止 ・出張禁止 ・来学者受入れ禁止	

10. 出張・移動等(外国)

※ 本項目におけるレベルは, 外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベルとする。

ただし, 家族の見舞いや看護等, やむを得ない事情があると部局長が認めた場合には, レベルに関わらず外国へ移動することができる。

レベル	活動状態	備考(外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベル)
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり	レベル1: 十分注意してください。
2	・出張(移動)は原則禁止。ただし, 業務上必要と部局長が判断する場合は, この限りではない。	レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。

3	・出張(移動)は禁止	レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
4	・出張(移動)は禁止	レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)

11. 外国への留学

※ 本項目におけるレベルは、外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベルとする。

レベル	活動状態	備考(外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベル)
1	・感染症対策を講じた上で通常どおり	レベル1: 十分注意してください。
2	・感染症対策を徹底した上で別紙「学生の海外留学再開に係る指針」に基づき、留学を認めることができる。	レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。
3	・感染症対策を徹底した上で別紙「学生の海外留学再開に係る指針」に基づき、留学を認めることができる。	レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
4	・中止又は延期	レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)

12. 外国からの受入れ

関係省庁の定める入国基準に沿った対応を行った上で大学への入構を可とする。なお、入構以降は、本学の教職員や学生等と同等の扱いとする。

なお、関係省庁の方針に変更があった場合は、国際交流課において速やかに情報を更新し各部局へ通知するが、入国者への対応については、該当する部局において行うものとする。